

各務原市生涯学習推進協議会設置要綱

(平成2年8月22日決裁)

(設置)

第1条 本市における生涯学習に関する施策及び事業について、広く市民代表の意見を求めるとともに、必要に応じて意見を具申し、生涯学習の振興を図るため、各務原市生涯学習推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(処理事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生涯学習の振興に関する基本問題及び基本対策に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、生涯学習の振興について必要な事項。

2 推進協議会は必要に応じて調査・研究し、又は審議した事項を取りまとめ、各務原市生涯学習推進本部の本部長に提言を行う。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、市議会議員、地域代表者、行政関係者、学校教育関係者、社会教育団体関係者、企業関係者、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めた場合は、推進協議会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 推進協議会に、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、産業活力部いきいき楽習課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年8月22日から施行する。

附 則（平成8年3月29日決裁）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日決裁）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。